

2009. 4. 15 / Vol. 25

1880年代教育史研究会 ニュースレター

第 25 号

目 次

[書評]

- 荒井 明夫「巖平著『三高の見果てぬ夢－中等・高等教育成立過程
と折田彦市』－先行研究と新たな知見との間－」…… 2

[連載]

- 神辺 靖光「学区の思想（補遺）」…………… 6

[大会報告]

- 谷本 宗生・田中 智子「東京大会（2月27日）の概要」…………… 7
谷本 宗生「進文学社〔進文学舎〕について（補足）」…………… 9
富岡 勝「第一高等中学校の寄宿舎自治制度成立過程の再考に向けて」
…………… 10
田中 智子「高等中学校医学部設置と府県」…………… 12
小宮山 道夫「広島における中学校令公布時の中等学校改革計画について」
…………… 13
[お知らせ]…………… 16

[書評]

巖平著『三高の見果てぬ夢—中等・高等教育成立過程と折田彦市』
— 先行研究と新たな知見との間 —

荒井 明夫

一 本研究会会員である巖平著『三高の見果てぬ夢—中等・高等教育成立過程と折田彦市』が刊行された。1997年に中国から来日し京都大学で研鑽を重ね、2005年度に学位論文「近代日本中等・高等教育の成立過程と折田彦市」により京都大学から学位が授与された。

留学生が学び研鑽を積む環境として好条件が整っているとは言い難い日本で、著者は、精力的かつバイタリティ溢れる研究活動を展開してきた。著者をよく知る者として感慨深いものがある。著者のこれまでの努力に対し、こころから敬意を表するものである。

本書の刊行を素直に喜びたいところであるが、しかし一読して違和感を感じざるを得なかったのも事実である。本書評において、本書の意義を認めつつも率直な疑問を提示したい。

二 本研究の意義は、大阪中学校・第三高等学校で永年校長職に在職してきた折田彦市に着目し、その思想形成から在職中に果たした役割を明らかにすることで、1880年代から1890年代における近代日本中等・高等教育成立過程の一端を明らかにしたことにある。

文部卿や文部大臣などの、いわゆる教育行政のトップではなく、文部官僚・高等学校校長経験者などの研究は、全く遅れた状況である。本書刊行の意義は、まずはこの点にこそ認められる。さらにその成果は、混沌とした1880年代の中等・高等教育の展開が1890年代の「帝国大学体制」

(中野実)へと収斂するプロセス、ひいては森有礼文政の再評価の解明に繋がると思う。本研究のようなアプローチの蓄積によって、今後、例えば辻新次や久保田譲ら文部省のサブ・リーダーたち、折田以外の高等中学校の校長、例えば吉村寅太郎(第二高等中学校)・柏田盛文(第四高等中学校)・野村彦四郎(第五高等中学校)らの研究が発展していくことを期待したい。

また、先行研究では必ずしも十分解明されて来なかった大阪中学校の教育実態、東京大学予備門との関係・確執、第二の大学を求める大阪中学校・折田らの提案と文部省との政策的駆け引き、などなどが本書によって初めて明らかにされた。

三 本来ならば、これら成果として確認できる論点を、先行研究との関係でその視点・方法などの意義を確認し、広く紹介することが書評の役割だと評者は認識している。

だが、残念なことに本書評においてはそれに先立つ問題を指摘せざるを得ない。それは、冒頭で書いた「違和感」の内容である。評者が感じた「違和感」とは、著者の研究による新たな知見が、先行研究との間でどのように確認されるのか、という問題である。いいかえれば、先行研究への敬意と先行研究が到達した成果の検証が極めて不十分ではないか、ということが評者の「違和感」である。

四 先ず最初に著者の「研究の視点」についてである。

著者は、森文政の評価をめぐる論争を整理し、従来の研究の問題点を「森の教育政策と彼の思想とを直結して考えている」ことを指摘、佐藤秀夫の仮説を一步進めた中野実の論点を提示した。その上で「他の学校令も含めて、森はどの程度これらの創出に関与していたのか、それを改めて確認する必要があるように思われる」（8 ページ）と指摘する。同じ課題は、第三章でも「つまり『諸学校令』体制は、森が文相になってからいきなり出来上がったものとは必ずしも断言できず、その前にも既に一定の模索が始まっていたという仮説が浮かび上がってくるのである」（169 ページ）と繰り返している。

この視点は、あたかも著者のオリジナルなものであるかのように述べている。

まず第一に、「改めて確認する必要」のある課題は、著者自身が一員である本研究会が最も重視してきた課題のはずである。著者が引用する佐藤秀夫の論文が発表された後の第44回教育史学会大会（2000年・埼玉大学）に、評者は中野と森文政研究の必要で一致し研究会立ち上げを企画した。評者と中野は、佐藤論文の視点に基づき、森文政を森の思想と関連付けるのではなく80年代の中央－地方の教育政策と実態の展開の中で位置付ける方法を確認した。佐藤論文の影響は少なくなかった（事実、中野逝去後に佐藤は研究会に加わる）。翌年第45回大会（2001年・上越教育大学）で谷本宗生・富岡勝・小宮山道夫らも加わり研究会は発足した。研究会は、その後その課題意識の下、差し当たっては最も謎の多い高等学校を対象として進めてきたことは著者自身十分承知しているはずである。

第二に、評者自身、既に中野実の論文を精査する中で中野の仮説を引き取り、「森の教育構想と八六年諸学校令、さらに実現した教育制度の三者の関係性の再検討が必要である」と提起した（拙稿「第一部解説」中野実『近代日本大学制度の成立』吉川弘文館、2003年、303ページ。また「山口高等学校の性格と歴史的役割」（全国地方教育史学会『地方教育史研究』第23号、2002年も同じ）。

全く同じような課題を提起している先行論文に言及せず自分のオリジナルな課題設定であるかのように叙述することは全く評者には理解できない。

第三に、上記169ページ一文に注記された注7（241～242ページ）では、1886年「諸学校通則」と明治17年の「准官立学校准府県立学校」との間で「共通している部分」（242ページ）があるとして評者の一連の研究論文が紹介されている。「准官立学校准府県立学校」の関係でいえば、掛本勲夫の研究に関する言及（168ページ）はあるものの田中智子の研究会例会での発表に関しては全く言及されていない（なお、1886年「諸学校通則」との関係は、既に田中智子が「同志社『准官立』か問題－徴兵令との関わりから－」（2006年3月例会）と「『准官立』問題の生成と展開」（2006年9月例会）で報告している）。

たしかに著者は『一八八〇年代教育史研究会』の研究主題の一つは、著者の考えていた課題と重なっている部分があり、そこで受けた学恩が大きい（332ページ）と謝辞を述べてはいる。謝辞を述べれば何でも許されるわけでは全くないし、また著者はそのようには考えていないであろう。

「重なっている部分」があるとすれば何が重なっており、先行研究は何を示し、自身の研究はどこに独自性があるのか謙虚に明示してほしかった。

五 同じように、第一章以下の成果で特に先行研究との関係で問題と思う部分を指摘する。

第一章は、米国留学中の折田の被教育体験・教育思想の形成と帰国後の折田の教育活動・学校づくりを丹念に検証した章である。著者自身の訪米調査の成果も確認できる部分である。

著者は77ページの注28において「折田の米国滞在について、板倉創造による研究が先駆的である。本書も特にこの部分においては、多くの示唆を得ている」として板倉創造著『一枚の肖像画』を紹介している。

著者によれば、第一章の論点は「三高および前身校における校長としての言動を理解するための手がかりをえる」ために「留学の経緯、滞米中の体験、とりわけ教会、スポーツに関する経験を、彼の日記を中心に描き出す。さらに彼が在学していたプリンストン大学の学長の教育理念を分析し、その影響も含めて、折田の米国経歴の意義を検討」(13ページ)することにあつたはずである。板倉創造著『一枚の肖像画』(三高同窓会、1993年)と本書第一章を精読すれば「留学の経緯」に関しては板倉著第二章(特に第二節と第三節)とほぼ重なっている。また、プリンストンのマコッシュ学長との関係でいえば板倉は「(折田-評者)先生の自主、独立、人格尊重の、そして自由を憧憬する精神が、此の時期に於て其の基本が確立したのであってこれが後述するやうに後の三高の学風につながってゆく」(36ページ)と述べている。

要するに第一章の主要な論点は既に板倉によって示されている。「多くの示唆を得た」のであるならば、示唆を得た部分はどこなのか、本研究は板倉の先行研究に対して何を付加したのか明示すべきである。

第二章は、大阪中学校の研究である。代表的な研究として二見剛史・四方一瀨の研究は指摘・引用されているが、神辺靖光「官立大阪中学校の意義」(明星大学教育学研究室『教育学研究紀要』第14号、1999年所収)は全く言及されていない。

著者の第二章の論点は『中学校教則大綱』の発布をきっかけに、文部省は中学校の整備いわゆる『中学校正格化』に着手し始めた。その過程の中で折田が提示した『授業要旨』は、各教科の授業概要を示したものとして、当時における中学校の授業内容を全面的に方向づけた初めての規定である。『授業要旨』を含む大阪中学校の教則は、やがて広く府県中学校教育のシナリオとなっていく(151ページ)と指摘する。他方神辺の論文は、大阪中学校「教授要旨」の中学校形成史上の意義を考察する。神辺論文の論点は、「大阪中学校は全国中学校の模範学校として文部省の期待を背負って発足したものである。やや遅れて『中学校教則大綱』が発せられたが、それは『小学校教則綱領』と違って教授要目が欠けていた。文字通りの『大綱』であった。これに教授要目を盛り、教科書、教具教材を示してはじめて実践し易い教則になる。教授要目は文部省によって修正されるが、本論で述べた通り、これらに果たした大阪中学校の役割は大きい」と指摘している(16ページ)。

ここでも著者の論点は、先行研究が既に到達し

た論点と共通である。しかし、全部が共通というわけではない。著者が指摘したように、折田の主導する大阪中学校が大学進学予備教育に固執するあまり「中人以上ノ業務」に考慮が払われていない点も含めて折田と大阪中学校の歴史的意義があるとする神辺の論点に対し、著者の論点は「大阪中学校が果たした指導的役割は教則レベルにとどまっていなかった」（151 ページ）ことを明らかにしたことにあるといえよう。ここには先行研究の到達水準を越えた著者の新たな知見がみられる。

第四章「モデルとしての第三高等中学校」に移ろう。

著者は「高等中学校に関する規定の特徴を、従来の分析とは異なる視点で再検討してみたい」と述べる（250 ページ）。続いて中学校令第二条から第五条の条例分析の結果、「高等中学校における分科の設置構想が『中学校（ママ）ノ学科及其程度』よりも先行して具体化されていたことがわかる。この違いは『中学校令』を分析した従来の研究では重要視されて来なかったが極めて重要な事実であることを強調」する（250～251 ページ）。

このように書くのであるならば、「従来の分析」が誰の、どのような分析を指しているのか明示すべきである。

この点に関しては、既に寺崎昌男による次の指摘がある。寺崎は、高等中学校における分科の設置を専門教育として位置付け、高等中学校が「独立した高度の普通教育と専門教育を併行して行う中等教育機関として構想された」（寺崎昌男「旧制高校教育研究の視座」寺崎・編集委員会共編『知

の配分と国民統合』第一法規、1993年、146 ページ）ことを提起している。関連していえば、「おそらく森は、高等中学校に対して『中学校令』の示す目的と制度をそのまま期待した」として専門・普通教育を併立し設置区域を有する高等中学校の特質を、なぜそれが中学校であるのかも含めて確認している。

ここでの寺崎の指摘は、簡潔にして要点を含んだ重要な提起である。

尤も、寺崎は、著者の言うように「『中学校ノ学科及其程度』よりも先行」しているか否かを必ずしも指摘しているわけではない。「先行」したことの重要性をいうのであるならば、まずはその意義を具体的に述べるべきである。

次に「第一節 第三高等中学校の発足過程」の特に「(2) 高等中学校設置区域の決定」と「(3) 第三高等中学校の発足」に関する部分である。

著者は「京都府は、北垣知事のリーダーシップのもとで他府県に先がけて（中略）高等中学校の設置費用を地方税支弁させることを議決させることに成功した」として注7を付し田中智子論文を参照するよう指示している（256 ページ）。その上で、「なお、田中論文は、府県における地方税支弁という視点から三高の設置問題を検討し、『府県の中高等教育機関を官立学校制度のなかに組み込み再編成する可能性』を示唆している。高等中学校の設置問題を府県の視点から考察しうる重要な論考であり、あわせて参照されたい」（301 ページ）という。

評者が確認した範囲でいえば、田中智子論文「第三高等中学校設置問題再考—府県と官立学校—」（『京都大学大学文書館研究紀要』第三号、

2005年)は、著者が指摘している以上に重要な先行研究の**はず**である。著者自身も「重要な論考」であることを認めるのであるならばなぜ先行研究としてしっかり位置付け、その視点・方法・史料批判を展開しないのか疑問である。重ねていえば、田中智子は第49回教育史学会大会(2005年・東北大学)におけるコロキウム「1880年代日本教育史の再検討にむけて—高等学校はなぜ、どのようにしてできたのか—」において「第三・第四高等学校を事例として」の報告をおこなっている。それ以外にも著者も一員**の**はずの本研究会の例会で毎回刺激的な報告をし、本研究会のニュ

ーズレターにおいても「高等『中学校』制度の意味」(12号、2005年7月)「第三・第四高等学校設置問題検討の意義」(13号、2005年9月)を書いている。田中の、これらの研究が著者にとってどのような位置付けにあらうとも、またそれが例え研究会の例会で発表されたものであらうとも、いや、それだからこそ、先行研究との丁寧な位置関係を確認することが必要なのである。

以上、本書の中心的な論点に対する評者の疑問—それは先行研究と著者が発掘・提起した新たな知見との間の問題に尽きる—を提起した。紙数が尽きたので続編は次号にまとめたい。

[連載]

学区の思想 (補遺)

神 辺 靖 光

書き残したことがあるので補遺として付け加えたい。

「学監考案・日本教育法」と同「説明書」というものがある。これは1877年、文部省学監 David Murrey を主幹とする学監事務所がつくったものである。事務所には野村素介、江木千之、高橋是清、服部一三、折田彦市らが詰め、江木がマレーの英文を和訳した。本書は東書文庫にあるが、私は『明治文化資料叢書・教育篇』でみた。両書は学制を基に修正しつつ教育令へつなげたものである。

学区については府県を一区とし、地方官は管内の町村を勘案しながら小学区を分画すると記している(第16~21章)。教育令に学区のコトバはないが、府県を中学区とみなし、町村を単位に小学区をつくったことはこれまで述べた通りで「学

監考案日本教育法」がその参考になったことは確かである。その「説明書」に言う。

近時文部省其定額金ノ減省ニ由テ師範学校及英語学校ヲ各府県ニ引渡シ地方庁ノ直轄トナセシヨリ大学区分画ノ有無ハ教育事務上更ニ関係スル所ナキニ至レリ

官立師範学校、英語学校の廃止により大学区はいらなくなったと言い、「故ニ大学区分画ハ自今之ヲ廃止」するとした。次いで府県を一学区と見做し、小学区分画の権を地方官に附することの理由を縷々述べるのである。

79年の教育令では学区のコトバがなくなり、「各地方ニ於テハ毎町村或ハ数町村連合シテ公立小学校ヲ設置スベシ(第9条)」となった。ところが、80年の改正教育令では「各町村ハ府知事県令ノ指示ニ従ヒ独立或ハ連合シテ其学齡児

童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ数箇ノ小学
校ヲ設置すヘシ（第9条）」に改ったのである。

下線の部分、即ち

- 1、小学区区分の責任が各町村になった事
- 2、区画には府知事県令の指示に従う事
- 3、区内学齡児を教育するに足る小学校でなければならぬ事
- 4、一箇でなく数箇の小学校でもよい事

教育令のルーズな規定に対し、これは実践的である。「改正教育令制定理由」によれば次のようである。

毎村毎町必ず小学校を建てる時は「費用給セズ校舎整ハス授業挙ラス合格ノ教員聘スル能ハス適宜ノ器具備フル能ハス」して弊害が多い。また数町村連合して設立する時は、「三四里若クハ五六里ノ間ニ僅ニ一校ヲ設立スルアリ或ハ未タ甚タ広遠ナラサルモ山河ノ阻隔スルモノヲ併セテ一学校区ヲ立ツルアリ是皆学齡兒童ノ通学ニ耐フル能ハサル所トス」。また、人口稠密で富裕な町が小学校を建てる場合も人民が学校のために資財を出すのを惜しむあまり「狭隘ノ校舎ヲ起シ

テ其義務ヲ免ルルノ口実ト為シ……学齡兒童ヲ容ルルニ足ラズ」という状況になる。よって改正教育令では「児童ヲ教育スルニ足ルヘキ」云々の文字を入れて小学区区画の目的を明確にし、町村の責任ながら「府知事県令ノ指示」の文字を加えたと言うのである。学区が狭ければ学校設置の資金が足らず、広ければ児童の通学がままならない。学区の矛盾は明らかであった。

当時の郷村はどういう状況であったか。市制町村制がしかれる前の1886年でみると全国一の人口を持つ新潟県（約160万6000人、大阪府とほぼ同じだが新潟県がやや勝る）で町を持たない169ヶ村の南漁沼郡の一村当り戸数は58戸、過疎地として名高い山形県西村山郡の一村当り戸数は96戸である。一般に一村百数十戸、戸長役場は数村まとめて一箇所置くというふうであった（内務省地理局『地方行政区画便覧』明治20年刊）。これでは一村が初等中等高等全8学年の小学校を設置維持できるはずがない。一村を小学区にするという教育令の規定ははじめから無理であった。（続く）

[大会概要]

東京大会（2009年2月27日）報告の概要

谷本宗生・田中智子

2月27日（金）、朝9時半過ぎ雨模様のなか高円寺駅前に、富岡・田中・谷本の3会員が集合して神辺顧問宅に向かった。佐喜本会員は急きよ福岡に戻られて欠席。10時ころには神辺宅にて本研究会を開始した（神辺・富岡・田中・谷本）。まず谷本〔会員〕による報告は、地方から上京した青年書生らの生活ぶりを示す文献史料の紹介

であった。『ニューズレター』24号でも木村小舟『明治少年文化史話』を取り上げ、それに続く文献として前田愛『幻景の明治』や松崎天民『新聞記者修行』などを紹介した。質疑のなかで時代・社会背景を知る興味深い史料であろうが、これらをいかに学術研究的に深めていくのかといった厳しい指摘も挙がった。唐澤富太郎『学生の歴史』

の刊行以後、明治学生風俗の考察研究が教育史的には十分ではなかった点も谷本の問題意識に影響している。

神辺〔顧問〕による報告は、本研究会で刊行を予定している『紀要』で執筆する研究内容について提示したものであった。「中学校史の1880年代」というテーマのもと、3年計画で「中学校の性格」（1年め）「教育内容と方法」（2年め）「設置方式」（3年め）を順次執筆していく構想である。とくに1年めで取り上げる「中学校の性格」については、「外国語学校の分離」「漢学塾と決別」「師範学校からの独立」「実業・専門教育との接触」から構成されるという。「塾」と「学校」との区別、交錯する実業・専門教育との関係性など、教育政策及び教育実態からみてもとても刺激的な研究と感じられた。神辺報告は午後も継続して行われたが、12時半過ぎにいったん昼食休みをとった。当日朝飛行機で広島から駆けつけた小宮山会員も合流した。雨から雪へと空模様が変わるなかで、神辺宅近くにあるお蕎麦屋さんで昼食を囲んだ（神辺・富岡・田中・小宮山・谷本）。

富岡〔会員〕による報告は、東京大学駒場博物館に所蔵されている木下広次関係史料（生徒らの書簡類）をもとに、第一高等学校寄宿舎にかかわる生徒らの動きを分析できるとする研究が提示されたものであった。寄宿舎の「自治」制が、木下校長と生徒らとの意見交流のなかで次第に形成されていったのではないかと富岡は推測している。質疑では「自治」という言葉や考え方自体問題視できるのではないかとという意見が挙げられた。そもそも「自治」は、いつどのような経緯で日本に導入（翻訳）されたのであろうか。ま

た80年代に生じていた学校騒擾との関係で、生徒管理・学校管理という問題認識は生じたのであろうか。宮坂広作の先行研究も意識しながら、継続的な考察分析が期待される。

田中〔会員〕による報告は、文部行政と府県教育行政と双方に関係する「高等中学校」制度を費用負担の側面から注目するという意欲的な研究内容であった。とくに今回は、高等中学校医学部の設置から文部省、学校、府県の力学関係などを、岡山県の事例を掘り下げながら検討するものであった。文部省から医学部設置の内示をほめかされたという岡山は、県会において設置予算の審議で紛糾を重ね、寄附金という名目ながら実質県吏員すべてで割り当てる結果となったという。また岡山の高等中学校医学部に、廃止府県の旧医学校生徒らが転入されず、大阪医学校がその受け入れ先となっている点など、北陸における第四高等学校医学部の受け入れ状況（無試験入学）などとも比較すると興味深い。

16時過ぎ、質疑の途中であったが東大史料室に向かうため谷本は退出した（以上の文責：谷本）。

小宮山〔会員〕からは、広島県における高等中学校設立計画に関する研究について、総まとめ的な報告がなされた。以前の研究会でも度々披露された内容であるが、今回は学会紀要投稿後の審査所見をふまえて練り上げられ、高等中学校史あるいは広島地域史の文脈上にこの計画を位置付け、史料紹介を超えた論点や分析を提示することが試みられていた。千人を越す主唱者名が列挙され一見大がかりな割には、高等中学校制度発足に応じた手直しすら見られない中学校拡張趣意書の性格、主導者と目される県吏の地位の低さ、目標

の一割強に過ぎない達成額、あるいは福山藩域の動向との関連などが議論された。なお同会員からは、菅原亮芳氏作成の「進学案内書」文献目録に挙げられた、本富安四郎『地方生指針』（1887）の紹介もなされた。東京の学校事情や第一高等中学校の入試問題などが掲載され、午前中の谷本報告の問題関心とも呼応する書物である。当時の学校・学生の実態については、個々人が目にとめた文献を『ニューズレター』上に逐次紹介し、コレクション・共有財産化を図る手もあるのではないか。今後、『ニューズレター』にコーナーを設け、

会として意識的な収集に取り組んでもよいように感じた。

報告は以上で終わり、前回大会からの懸案事項である紀要発行について話し合った。この件については、富岡事務局長からの別途連絡を参照されたい。本研究会としては初めて神辺顧問宅での開催となったが、利便性や雰囲気において参加者の満足度は高く、顧問のご好意に甘え、今後の東京大会においても有力な会場候補となるであろう（以上の文責：田中）。

[個人研究報告]

進文学社〔進文学舎〕について（補足）

谷本 宗生

先日開催された神辺邸での本研究会で、筆者〔谷本〕は地方から上京した明治青年らの生活動向に触れた「文献史料」の紹介をいくつか行った。下記の史料は、その一端である。

「根津遊廓のもっともよいおとくいが東京大学の学生たちだったということが考えられるかもしれない。坪内逍遙の夫人センは、根津遊廓きっての本店大八幡楼の花魁花紫だった。逍遙は明治十七年大学時代の同窓香坂駒太郎に誘われて、はじめて花紫に逢い、三年間通いとおしたうえで身請けをした。このころの逍遙が医科大学の予備校進文学舎で三十数時間の授業をうけもった上に多忙な執筆活動を余儀なくされたことも、ひとつには、花紫を落籍させる費用を捻出するためだったのである。」（前田愛『幻景の明治』2006所収）

この折り、神辺顧問らから予備学校としての性

格を当時有したであろう、私立の学校について指摘があったと記憶している。筆者もこの点については以前から気になっているところであった。報告後に、高田早苗（1860～1938年）らの自伝を読む機会があり、大学在学中の坪内逍遙（1859～1935年）が高田の斡旋で進文学社〔進文学舎〕の英語教師としてつとめた経緯などよく分かった。

「坪内曰ふ、自分は寄宿舎生活中、くだらん小説を読んだり何かして、あふらふらと風吹き鴉のやうな風に日を過してゐたのが祟つて、フェノロサの政治学と哲学とで〔明治〕十五年の卒業試験に落第してしまつた。で其年の秋以後は給費離れの自活貧乏書生となり、寄宿舎を出て、猿楽町に下宿し、半峰君の紹介で、進文学社の英語教師となり」（『半峰昔ばなし』1927）

進文学社での坪内の講義ぶりについては、大学

予備門に入学しながらも、自身の英語力が乏しいと悩み進文学社に通った正岡子規（1867～1902年）が、次のように述べている。

「共立学校では余はやうやう高橋（是清）先生にパーレーの『万国史』を教へられて居た位であつた。それで〔明治〕十七年の夏休みの間は本郷町の進文学舎とかいふ処へ英語を習ひに往つた。本はユニオン読本の第四で先生は坪内（雄蔵）先生であつた。先生の講義は落語家の話のやうで面白いから聞く時は夢中で聞いて居る、その代り余らのやうな初学な者には英語修業の助けにはならなんだ。」（『墨汁一滴』1927）

また進文学社の実情について、高田は次のように証言している。当初、大学東校・医学部進学のための受験予備校としての性格がつよかった進文学社は、一時廃れて高田らが尽力することで、英語を重点に置く大学予備門への準備学校として繁盛したという。初期の進文学社では、森鷗外（1862～1922年）も1872年にドイツ語を学んでいたこともある。

「私〔高田早苗〕は一方大学生でありながら、此の進文学社で英語の教鞭を執つたのである。此の進文

学社といふのは大分来歴のある学校で、昔の高松藩即ち今の松平頼壽伯の家に関係があつて、中途から其の藩士の一人となつた事のある橋機郎といふ人が、大学東校だか、東京大学医学部だかへ入学する学生の為の準備学校としてこの学校をつくり、其処では専ら独逸語を教へて居たのである。随つて此学校から大部医界の先輩が出たさうである。…其の学校をば英語を教ふる大学入学準備学校として再興する事に相談が纏まつた。最初は私と〔橋〕槐二郎君と私の同窓井原師義といふ人と三人で英語と数学を教へ、橋〔機郎〕老人が校長となり兼ねて漢学を教へるといふ事になつた。進文学社は初め六七人の生徒であつたが、後には百人乃至百五十人位の学生が来て教へを受けた。従つて教師も段々多くなり、坪内君なども再興間もなくから関係して、随分沢山の時間を教へて居た。そこで此の学校から後に有名になつた人が大分出て、予備門から大学へ進んで行つた。」（『半峰昔ばなし』）

当時の関係者らの回想記をあらためて読んでみると、多くのことが分かってくる。そして、またそこからいろいろと調べを進めていかなければならない。

[個人研究報告]

第一高等中学校の寄宿舎自治制度成立過程の再考に向けて

富岡 勝

前号までで、第一高等中学校生徒から木下広次校長に対する意見書をいくつか紹介してきたが、それらを使って考察していくための先行研究として、宮坂広作『旧制高校史の研究 一高自治の成立と展開』（信山社、2001年）を報告でとりあげながら、今後の研究の見通しについて述

べた。

宮坂は、1890年2月に木下広次校長によって行われた寄宿寮自治制を許可する演説に関連して、次のように指摘している。

「第一演説〔1888年10月の教頭就任演説「籠城演説」、富岡注〕では管理主義・制裁主義が基調であ

り、わずかに面従腹背の卑劣を論難するにとどまっている。籠城主義演説から自治制承認演説までの一年四カ月間のあいだに、寮運営についての木下の考え方は根本的に変化したのである。それをもたらした要因としては、寮管理主義の元締であった森文相の暗殺（1889年2月）と、学生たちのあいだの自治制への要求と動きをあげるべきである。とくに後者が決定的なものだった、と思われる」〔宮坂前掲書、p43〕

つまり、1888年10月のいわゆる「籠城演説」と1890年2月演説との間の内容変化の要因として、宮坂は、一高生徒の要求と動きを重視している。それまでの研究では、一高寄宿舎の自治制導入の要因は、おもに木下の教育思想や教育体験に求められていたことを考えれば、宮崎の指摘は注目に値する。

宮坂は、生徒たちのなかでも「徳義会」という生徒団体の代表である赤沼金三郎（1865年生まれ、信州諏訪生まれ。1888年9月に法科の本科1年）の役割を重視して、次のように紹介している。

「この年8月に木下広次が教頭に就任し、10月には例の「籠城演説」をおこなっている。以後、赤沼は生徒の中のリーダーとして、木下の期待している方向で生徒の組織化、徳義心の養成のために奮闘する。1889（明治22）年2月、徳義会を設立し、7月には法科2年に進級すべきところ、文科2年に転科した。翌1890年2月、東西二寮が落成し、木下の自治寮開設演説を聴くや、赤沼は徳義会代表としてこれを支持する意見を述べて、学生たちの討議を経て全員賛成となり、すでに記したように規約の作

成、総代・委員の選出に成功した」（同書、p51～p52）
たしかに一高寄宿舎の自治制への一連の動きにおいて、赤沼は中心的な人物の一人であったと考えられるが、1889年11月に赤沼によって執筆されたとされる「徳義会」設立趣意書などを見る限りでは、生徒同士団結して徳義を守ることを呼びかけることが主張の中心であり、寄宿舎の自治制そのものを要求している様子は今のところ見あたらない。

一方、前号までに紹介した木下校長に向けた生徒の安達峰一郎による1889年6月頃の意見書（ニューズレター第23号で紹介）と生徒田原豊による同年7月の意見書（第24号で紹介）では、寄宿舎の自治制を要望している。

このことから、赤沼のような徳義心を呼びかける主張と、寄宿舎自治制自体を要求する主張とが1889年の夏から秋にかけて併存しながら木下広次の方針に影響を与えていた可能性がある。

今後、他の意見書も含めて分析を進め、1890年2月の寄宿舎自治制の成立に至るまでの生徒側と学校側の動きを、明らかにしていきたい。

また、報告の際に指摘を受けたように、「自治」という用語が教育において、いつからどのように使われ始めたのか（たとえば、地方自治制度の開始と関係があるかどうか）などについても明らかにしておけるよう、努めたい。

以上

[個人研究報告]

高等学校医学部設置と府県

田中 智子

高等学校制度は、文部行政と府県教育行政との両方に関係する制度として発足し、しかも当初より文部省と府県との負担を明確に規定したものではなかったため、制度開始以降に両者の間で様々な調整を図ることが不可欠となった。特に医学部は、府県医学校の引継ぎという形で発足したことにより、本科(官立学校の改組あるいは新設)よりも現実的・具体的な各種の問題が生じたといえる。それらへの対処の実態をみることで、高等学校制度における文部省と府県の力関係や裁量権などを検討することができるだろう。岡山県への第三高等学校医学部設置過程については以前にも取り上げたが(本誌18号参照)、今回はこの過程を再確認した上で、実習用病院問題と府県医学校生徒の転学問題について、三高関係文書中の新出史料を用いながら分析してみたい。

1887年10月1日、文部省学務局長から千葉・宮城・岡山・石川・長崎の各県知事に宛てて照会がなされた。高等学校医学部実習用病院として、府県の病院を転用する。新築・補修費は府県もちであり、それが不可能な場合には、文部省が新築あるいは現府県病院の提供を受けて補修した上で、府県に貸し付ける。いずれにせよ文部省からは病院に交付金が下付され、医学部教員が病院委員を兼務するが、病院は診療収入や地方税などで府県の側が維持する。以上の内容についての意見を求める照会であった。高等学校附設病院は、府県病院の転用(接収)により準備され、文部省からの交付金はあるものの、経営負担は府県側に

委ねられたのである。設置経費負担、区域内府県連合での運営経費分担に加え、設置府県には病院経費負担も課されたという事実を指摘したい。なお岡山県の場合、当初は従来の県立病院を自前で補修して充当すると伝えていたが、結局は準備不足として文部省に病院を提供し補修を願う形に変更している。

次に高等学校医学部が府県立医学校生をどのようにどの程度受け入れたかという問題について。1887年10月4日、兵庫県から第三高等学校に対し、県立神戸医学校廃止に伴い、生徒が岡山の医学部に無試験で転学しうるのかどうかを尋ねる伺があった。先立つ9月28日、文部省が福岡県知事による同様の伺に対し、省令第9号(高等学校医学部ノ学科及其程度)の学科に基き試験を実施した上で相当の学年に編入する旨を回答していたことを踏襲し、兵庫県に対しても試験を実施する旨が通達された。ところが12月になって、設置区域内各府県立医学校生徒は無試験で区域の高等学校医学部に入学することが可能であるとされたのである。発足時第三高等学校医学部生徒の出身府県内訳をみると、結果的に神戸医学校在校生の半分以上は第二学年以下に編入したものと推察できる。ところが第三区内では、高等学校医学部を岡山にさらわれるという思いもかけない結末に直面した京都府が、府医学校を療病院補助費の名目の下に地方税で存続させる。また、以前から地方税によらない経営をしていた大阪府医学校も、府県立医学校に対す

る地方税支弁禁止の勅令発布に左右されずに存続した。

岡山県医学校の器具や敷地を継承して発足した第三高等中学校医学部であるが、岡山県の出身者は約四分の一となり、岡山県医学校における県下出身生徒が半数近くに上っていたことに比べると、「設置された府県のための学校」としての性格は著しく減退したといえる。しかし大阪府医学校も、神戸医学校のほか三重や徳島といった区域内の廃止された県立医学校の生徒を受け入れ、そればかりか、区域外の大分県医学校生徒も編入させている。また広島県医学校も、この年に限っては医家有志の醸出により維持される予定となったために、岡山の医学部への集団編入はなかったようだ。こうした動きを反映してか、発足時第三高等中学校医学部に対する第三区からの入学者の割合は、岡山県医学校時代同様 85%程度であり、編入者は劇的には増えていない。地域比較を経なければ一概に結論づけられないが、第三区は、地方税支弁禁止にもかかわらず存続した三つの府県立医学校（愛知・京都・大阪）のうち二つ

を含んだことなどから、医学教育の場が新設高等中学校医学部にスムーズに統合されなかった特異な区域といえるかもしれない。

高等中学校医学部という制度は、「官」主導により、府県とりわけ設置府県に様々な経済的負担を押し付けながら形作られた。上記の兵庫県のように、非設置県の多くは、県下医学教育を手放して「官」に委ねていったと思われるが、高等中学校制度と無縁に、あるいはそれへの疑義から、独自の対応をみせた大阪府や京都府、あるいは制度ともっとも身近なところにあったはずの岡山県などの様々な対応をふまえた上で、国（文部省）あるいは府県にとっての高等中学校制度の「損得」を考える必要がある。最終的に、1888年8月7日、内相・蔵相・文相による府県知事宛訓令（高等中学校経費の地方税支弁中止）はどう解釈すべき事態なのだろうか。

また、カリキュラムがドイツ系ではなく英語に基づくことなど、高等中学校医学部の性格をめぐっての検討課題は今なお多いといえよう。

[個人研究報告]

広島における中学校令公布時の中等学校改革計画について

小宮山 道夫

東京大会では、全国地方教育史学会の『地方教育史研究』第30号に投稿中の拙稿「広島県における高等中学校設立計画と中学校改革の実施」についての内容報告と、史料紹介として明治20年進学案内書『地方生指針』の紹介をおこなった。

拙稿「広島県における高等中学校設立計画と中学校改革の実施」は、近年ようやく公開された広

島大学図書館所蔵の今中文庫に含まれた資料をもとに、これまで明らかにされてこなかった1886(明治19)年頃の広島における中学校改革の構想を明らかにし、あわせて高等中学校創設計画との関連性について述べたものである。

この時期の広島中学校の改革については、『広島一中国泰寺高百年史』（母校創立百年記念事業

会、1977年)には「一八八六(明治十九)年以来、本校の規模拡張を唱える有志らが相謀って、本校維持金の名の下に寄付金を募り、これを県庁に提出してその保管を依頼した。」(92~93頁)とあるのみで、寄付活動の事実記載に止まり、「規模拡張」の内容や改革案がどのようなものであったかについては示されていない。『広島県史 近代1』(広島県、一九八〇年)においても、「広島・福山中学校の未整備状態を改善するため、明治十八年ころから有志による寄付金募集が計画された。一中略一計画は中止されたが、両校とも規模拡張のための有志者による寄付金募集組織を結成した。一中略一広島中学校でも明治十九年以来規模拡張寄付金を募り、これを県に託し、広島中学校維持資金とした。」(1137~1138頁)とあり、『広島一中国泰寺高百年史』の記述の域を大きく超えることはない。

今回用いた史料には、1886(明治19)年3月の「中学校改革意見」と「広島中学校拡張趣意書」および関連史料、また20年2月に寄附金募集委員に回覧された新潟県の「高等中学校設置趣旨」がある。ここでわかる広島中学校の拡張計画は、「中学校改革意見」においては「中人以上ノ者陸海軍学校大学校其他高等ノ専門学校ニ入ルカ為ニ忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ高等普通ノ学科ヲ授クル所」とすることが目的とされ、「広島中学校拡張趣意書」においては「中人以上ノ業務ニ従事センニハ低クトモ初等中学科卒業以上ノ学力ヲ有セサルヘカラス」と述べ、「中人以上ノ人物ヲ養成スヘキ学校」を整備することが広島の課題と記されている。前者は中学校通則に基づいた表現であり、後者は翌月下される中学校令(1886年4

月10日勅令第15号)を想定したかのような表現になっている点は興味深い。

「広島中学校拡張趣意書」のうちで最も特徴的なのは募金計画の具体性である。そこには募金の主唱者として、印刷された人名1,085名、手書きにて追記された人名4名の総計1,089名の名が上が連ねられていた。このうち、重複と思われる者が4名あり、これを除いた1,085名中、現在までに302名の経歴を特定した。現職県会議員、大地主・実業家・起業家、代言人、教育関係者、のちの議員(貴族院・衆議院・県会)、その他旧藩関係者、県職員など、判明した実数が3割程度なので断定はできないが、各界の有力者をバランスよく挙げる一方、県東部の備後地方、すなわち福山藩域は計画段階ですでに対象から外されていることがわかる。また戸長が全体の18.5%を占めており、組織的募金活動を展開しようとしていたことが伺える。

募金目標額について見ると、「中学校改革意見」に付随する「寄付金募集規則」では5年間で9万5千円と掲げられていた。「広島中学校拡張趣意書」に付随する「広島中学校寄附金募集手続」は「八千八百円以上」となっており、随分と下げられていることがわかる。のちの寄付金経済時代の広島中学校への寄付金は明治20(1887)年に約6,600円、翌年に約4,200円という実績がある。恐らく平均すれば年間1万9千円と見積もっていた「寄付金募集規則」から、より現実的な数字を積み上げて目標額としたことの変化ではないだろうか。また1886(明治19)年3月段階の「寄付金募集規則」が実は高等中学校設置資金の10万円を標榜していたものが、県内の意見統一が図れ

ず現実的な尋常中学校の維持経営の視点に引き戻されたという、もう一つの側面も想像できるが、今は論証する材料がない。

最終的にはこの募金と改革は目論見どおりに実施されることはなかった。その背景には宇品築港を抱えていた広島県の財政事情によるところが大きいと思われる。しかし他にもより直接的な原因はあったはずであるが、今回はそれを明らかにすることはできなかった点が残念である。

ところでこの原稿については、審査において全国地方教育史学会からコメントが付されていたので報告ではそれも紹介した。コメントでは本論文により、(1)教育史・地方教育史研究上の何をどこまで明らかにしたのか、(2)執筆者の仮説と独創性は何か、といった大きく2つの問題点が提示されていた。これに応える改変として、本研究会がこれまで訴えてきたとおり、必ずしも十分な実証研究が重ねられていないにもかかわらず、諸学校令の発布による、小学校、尋常中学校、高等中学校、帝国大学という学校体系の整備が、我が国の近代学校制度の重要な画期であったと一般に評されている現状に対し再考を促し、尋常中学校が「地方にあって中産層を形づくる社会人を養成することを願っていた」り、高等中学校が「卒業生に、『上流ノ人』として国家的、社会的なリーダー、あるいはオピニオンリーダーの役割を期待していた」とする森有礼の演説内容をそのまま承けた中学校改革構想への理解とは距離を置くための基礎研究であること。高等・尋常中学校は中学校令以前に乱立していた中学校や医学校などの専門学校について、将来的には同一規格に基づく国家主導による整理統合を実施するため、一

時的にはめ込んでおく大きな枠組みであったととらえておいた方が良いとの研究の意義と仮説とを示した。

余談だが、いただいたコメントは、論旨を外れた無い物ねだりや短所を殊更に論う類の批判でなく、筆者の視点に理解を示しつつ評者としてのビジョンを持ちながら大所高所から批評した内容であった。また厳しいながらも非常に温かみのあるコメントであったこともあり、改変に際して大いに触発され奮発させられた。いつかはこのようなコメントを書くことのできる研究者や教育者になりたいと筆者は思わせられた。ただコメントを頂いて以来、十分に改変にあてる時間を確保できなかったのも、恐らく評者の要望に対しては低いレベルでしか到達できなかったことが心残りである。

進学案内書の史料紹介については菅原亮芳氏の「近代日本私学教育史研究(3)―私学教育(史)資料としての「進学・学校案内書」の文献目録(未定稿)(1883年～1946年)―」(『日本私学教育研究紀要』第30号(1)、1999年)を紹介し、そこに掲げられている本富安四郎『地方生指針』(嵩山房、1887年6月)の記事内容と、国立国会図書館の近代デジタルライブラリーにて閲覧可能であることを紹介した。

当時の出版物であるから電子出版の現代とは異なり、原稿執筆から印刷までに幾分か時間を要したはずであり、1887年6月の同書は1886年中には脱稿していたのではないかと推察する(何ら根拠のない推定です)。その時点で「先ツ官立学校ニ就テ之ヲ言ハ、他日大学ニ入り法理文医工等高尚ナル専門学を修ムルノ予備ニハ第一高等

中学校アリ」、あるいは「次ニ私立学校ニ就テ之ヲ言ハ、先ツ英学ヲ学ヒ高等中学校ヲ始トシ其他諸官立学校ニ入ルノ予備ヲナスニハ東京英語学校共立学校……」といった記述がある。また、学校の概略として「第一高等中学校ハ之ヲ本科予科ニ分チ本科二年予科三年合テ五年ニシテ卒業スル者トス卒業生ハ直ニ帝国大学ニ入ルベシ予科ハ普通学ヲ学ヒ本科ニ至リテ其志ス所ノ専門学ヲ学フ者トス」と説明されている。他に第一高等中学校の試験問題も英語（訳解・反訳）、数学（代数・算術）、地理、生理衛生、漢文、本朝歴

史が掲載されている。今後の類書の発掘を含め参考のため紹介した。

大会では神辺顧問をはじめ出席者の皆さんから具体的かつ刮目させられるお話しやご意見を頂いた。報告を聞かされる側にとっては随分と困惑された報告内容であったと推察するが、筆者にとっては得る所が多く、無理にでも報告を行って良かったと改めて感じている。

なお、先に挙げた拙稿は『地方教育史研究』第30号に掲載されることとなったことをご報告する。

[お知らせ]

・次回研究会は、6月27日「土曜日」に東京で開催される予定です。詳しくはメールで案内します。（富岡）

・ニューズレター26号の締切日は、2009年6月30日（火曜日）です。よろしくお願ひいたします。（鄭）

「1880年代教育史研究会」ニューズレター 第25号 2009年4月15日発行	
＜研究会連絡先＞ 富岡勝 「1880年代教育史研究会」事務局 〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1 近畿大学教職教育部 富岡勝研究室 気付 e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp	
＜HP＞ http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/	
＜原稿送付先＞ 鄭 賢珠 〒606-8203 京都市左京区田中関田町2-26 田中関田団地1-205 E-mail: hyunjjung4@hotmail.com	